

令和2年4月1日開始

# 大和町空き家家財等片付け支援事業

空き家・空き店舗バンクに登録する物件の片付け費用を町が補助します！

## ◆補助金額

補助対象費用の1/2（上限額10万円）

※1,000円未満切り捨て。



## ◆補助対象費用…家財等の処分・搬出に係る費用となります。

例えば…

- ・ 事業者へ委託する家財等の処理・運搬手数料
- ・ 特定家庭用機器リサイクル料 など

※ただし、個人に対する賃金・謝礼等は対象外となります。

片付けを事業者へ委託する際に、必ずお見積り書を貰ってください。

## ◆補助対象者…次の①～③の要件すべてに該当する方です。

- ①空き家・空き店舗バンクに登録された物件の所有者  
(物件が売却・賃貸するまで2年間以上登録する意思がある方)
- ②過去3年間市町村税等の滞納がない方
- ③過去にこの補助金を受けていない方



## ◇空き家・空き店舗バンクとは？

町のホームページ上に空き家や空き店舗の物件情報を掲載し、「売りたい・貸したい」と考えている所有者と「買いたい・借りたい」という利用希望者との橋渡しをする事業です。

この補助金を利用するためには、対象となる物件を「空き家・空き店舗バンク」に登録する必要があります。

## ◆注意事項について

- ・ 片付けを実施する前に、必ずまちづくり政策課へご相談ください。
- ・ この補助金を受けてから2年間以内に対象物件を申請者の3親等以内の者、宅地建物取扱事業者・不動産業者に売買・賃貸したときは、補助金の返還していただくことがあります。

問い合わせ先 まちづくり政策課 022-345-1115

